

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月14日

千葉県病院事業管理者 寺井 勝

千葉県病院局規程第16号

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉県病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

検査料	健保額の算定方法の例により算定した額
-----	--------------------

」を

「

胎児精密超音波検査料	1回につき 25,000円（初期血清マーカー検査を追加する場合にあっては20,000円加算）
上記以外の検査料	健保額の算定方法の例により算定した額

」に

改め、同表に次のように加える。

上記によらないもの	健保額の算定方法の例により算定した額 又は実費相当額
-----------	-------------------------------

附 則

この規程は、令和3年1月4日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。